二十三、株式会社宅地建物取引協会に対する件

昭和四十年(排)第二号

排除命令

東京都新宿区柏木一丁目百十八番地

株式会社宅地建物取引協会

右代表者　代表取締役　今橋武

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、株式会社宅地建物取引協会は、昭和三十九年十一月七日から同月十日までを受付期間とする住宅用地の取引に関する新聞折り込みのビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、(一)当該住宅用地の最寄駅名および同駅からの徒歩による所要時間、(二)当該住宅用地は、十六メートル舗装道路に面していないこと、(三)当該住宅用地の地目は、宅地一部山林ではなく農地一部山林であること、(四)当該住宅用地には、上下水道およびガスは布設されていないことを広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会がこの承認することができない場合においては、当委員会は、この広告について指示するものとする。

二、同社は、今後、住宅用地の取引に関し、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をするときは、本件事実と同様の記載をすることにより、当該住宅用地の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される広告をしてはならない。

三、同社は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社宅地建物取引協会（以下「宅地建物取引協会」という。）は、肩書地に事務所を置き、宅地建物取引業法に基づき、東京都知事の登録を受けて、宅地建物取引業を営む事業者である。

宅地建物取引協会は、昭和三十九年十一月七日から十日までを受付期間とする住宅用地の取引について、同月七日から九日までに、ビラ（別添写）約八十万枚を新聞販売店を通じて朝日新聞、毎日新聞および読売新聞に折り込み、東京都千代田区ほか都内九区におけるこれら新聞の購読者である一般消費者に配布した。

このビラにより、宅地建物取引協会は、同社が取引しようとする住宅用地は、あたかも、国鉄総武線船橋駅北口から徒歩五分を要する地点にあつて、十六メートル舗装道路に面し、また、地目は宅地一部山林であつて、上下水道およびガスが布設されているかのように表示している。

しかるに、当該住宅用地は、千葉県船橋市金杉町千四百三十一番地にあつて、新京成電鉄滝不動駅から徒歩約七分を要し、また十六メートル舗装道路に面しておらず、地目は、総坪数約四百三十坪のうち約三百八十坪が農地他は山林であり、さらに、上下水道およびガスは布設されていない。

よつて、宅地建物取引協会は、当該住宅用地の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示

をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、宅地建物取引協会の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号に該当し、同条の規定に違反する。

昭和四十年一月十二日

公正取引委員会

委員長　渡辺喜久造

委員　石井幸一

委員　佐久間虎雄

委員　菊池淳一

委員　崎谷武男

コノ土地ハ堀出物デハ有リマセン。3年も前より大量に土地を買入れ寝かせ，現在　造成販売すれば，3割以下も安く売る事が出来るのです。是非あなたの財産をふやすこのチャンスを!!

国電船橋北口大通り桜ヶ丘市営住宅前

駅ノ改札口ヨリ舗装十六米道路ヅキ
係員ト共ニアルイテ五分デス

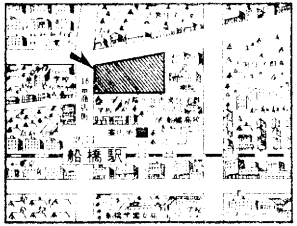
バス停直前！　学校0分！

秀れた環境と病院・商店等にかこまれ
四季とりどり自然の風物に恵まれた新団地!!

◎分譲一棟1土地を見て歩かない方。アチコチ迷ってた方。
土地代金は不安と云ふコトを上げない方。金は少し貯った
方。土地は生きもの故きらめの方。サラリーカ株に替る利殖と
云ふ方。あなたの土地はコ、におきめ下さい。
◎水道・ガス・電気・ガス張りですから大安心
◎上下水道・電気・ガス・電話アイウエルすべてOK！
◎測量・分線・コンクリート境界石入り
◎測量図無料・土地代金は登記事務終了後です

都心へ直通乗換なし

東銀座45分　東日本橋42分
秋葉原32分　東京駅45分



所在　船橋市金杉町1431

一区画　三〇万～四〇万～六五万
坪　一〇、〇〇〇円均
一六、五〇〇円　30坪～50坪自由です

◎地目・宅地一部山林建ぺい率七割です
◎この環境！この工事！この安さ！

売出日　11月　7(土)　8(日)　9(月)　10(火)

案内所　船橋駅北口前

◆当分譲地の裏は菊花咲き乱れる市営公園です
ハイキングがてらに　ご家族お揃いで是非どうぞ

東京都知事登録（1）1898号
宅地建物取引協会
東京都新宿区柏木1の118（新宿法務局並び）
TEL　代表（371）4552直通（361）8003